

「北海道倶知安高等学校いじめ防止基本方針」(令和8年度)

令和8年4月改定

本方針は、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)、北海道いじめの防止等に関する条例及び北海道いじめ防止基本方針に基づき、北海道倶知安高等学校のすべての生徒が、安心・安全感を土台として充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止等を目的に策定しました。

1 いじめの定義

いじめとは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行なう心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行なわれるものを含む)であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」と規定しています。

なお、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行なうことなく、いじめを受けた生徒や周辺の状況等を踏まえ、客観的に判断します。

2 いじめ防止に向けての基本姿勢

- 「生徒の心が満たされていれば”いじめ”はなくなる」
- 「”いじめ”はゆるされない行為であり、いじめる生徒側に問題がある」
- 「ささいに見える行為であっても、行為を受けている生徒側が”いじめ”と感じる行為は”いじめ”である」

上記の視点に立ち、「いじめ見逃しゼロ」という意識を持ち、生徒のささいな変化や兆候を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有し、すべての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む姿勢を全教職員で示し、生徒間のいじめが発生しない信頼関係に基づく望ましい集団づくりを全ての教育活動を通して目指します。また、いじめはどの生徒にも起こりうるという事実を踏まえ学校として積極的にいじめを認知します。

3 いじめ対策のための校内組織の設置

校長、教頭、生徒指導主事、教務主任、年次主任、関係担任、関係教諭、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者とその他の関係者からなるいじめ防止等の対策のための校内組織(いじめ防止対策委員会)を設置します。また、可能な限り「心理や福祉等に関する専門的な知識を有する者」としてスクールカウンセラー、ソーシャルワーカー、医師等、外部専門家の参加を得ます。

＜常任構成員＞◎校長、学校長が任命した委員長(教頭)、生徒指導部長(1)、教務部長(1)、各年次主任(3)、養護教諭(1)、スクールカウンセラー(1)で組織します。

※必要に応じて該当担任、該当部顧問、年次指導部、他(医療機関等の専門家)を拡大委員として参集します。

学校はいじめ対策の企画立案、事案対処等を行うにあたり、組織の構成員を適宜工夫・改善できるよう柔軟な組織とします。

「いじめ防止対策委員会」の体制の整備にあたっては、情報共有、早期対応の観点から管理職がリーダーシップをとって組織の醸成に取り組みます。

個別に認知した、いじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報をもとに、組織的に対応できる体制とします。

「いじめ防止対策委員会」は、生徒指導部で集約したアンケート結果や聞き取り調査等により、事実関係の把握といじめであるか否かの認知についての判断を行うなどをもとに、必要に応じて、的確に迅速に対応できる役割を担います。

4 いじめの未然防止、早期発見・早期対応・解消等に関する取組 【別表、図1】

5 教育委員会や関係機関等との連携

(1) いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は、国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に沿って、速やかに北海道教育委員会に報告し、その後の調査の仕方などの対応を協議します。これは、生徒や保護者等からいじめにより、重大事態に至ったという申し出があった場合も同様とします。

(2) いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携して対処します。また、生徒の生命、身体又は財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは直ちに所轄警察署に通報します。

6 保護者等への連絡と支援・助言

いじめが確認された場合は、保護者等に事実関係を伝え、いじめを受けた生徒とその保護者等に対する支援、いじめを行った生徒の保護者等に対する助言を行います。また、事実確認により判明したいじめ事案に関する情報を適切に提供します。

7 懲戒権の適切な行使

教育上必要があると認めるときは、学校教育法第 11 条の規定に基づき、いじめを受けた生徒の保護を第一に、いじめを行った生徒に対して適切に懲戒を加えることがあります。その際は教育的観点に配慮し、自らの行為に対する理解を促しながら健全な人間関係を育むことができるように指導していきます。

8 学校評価の実施等

いじめ問題への取組等について自己評価を行い、学校評価の評価項目に位置付けます。策定の見直しについては、学校評議員の他、保護者等や地域住民、関係機関等の参画を得て行い、アンケートや協議の場をもうけるなど、より分かりやすい基本方針となるように努めます。

【別表】いじめの未然防止、早期発見・早期対応・解消等に関する取組

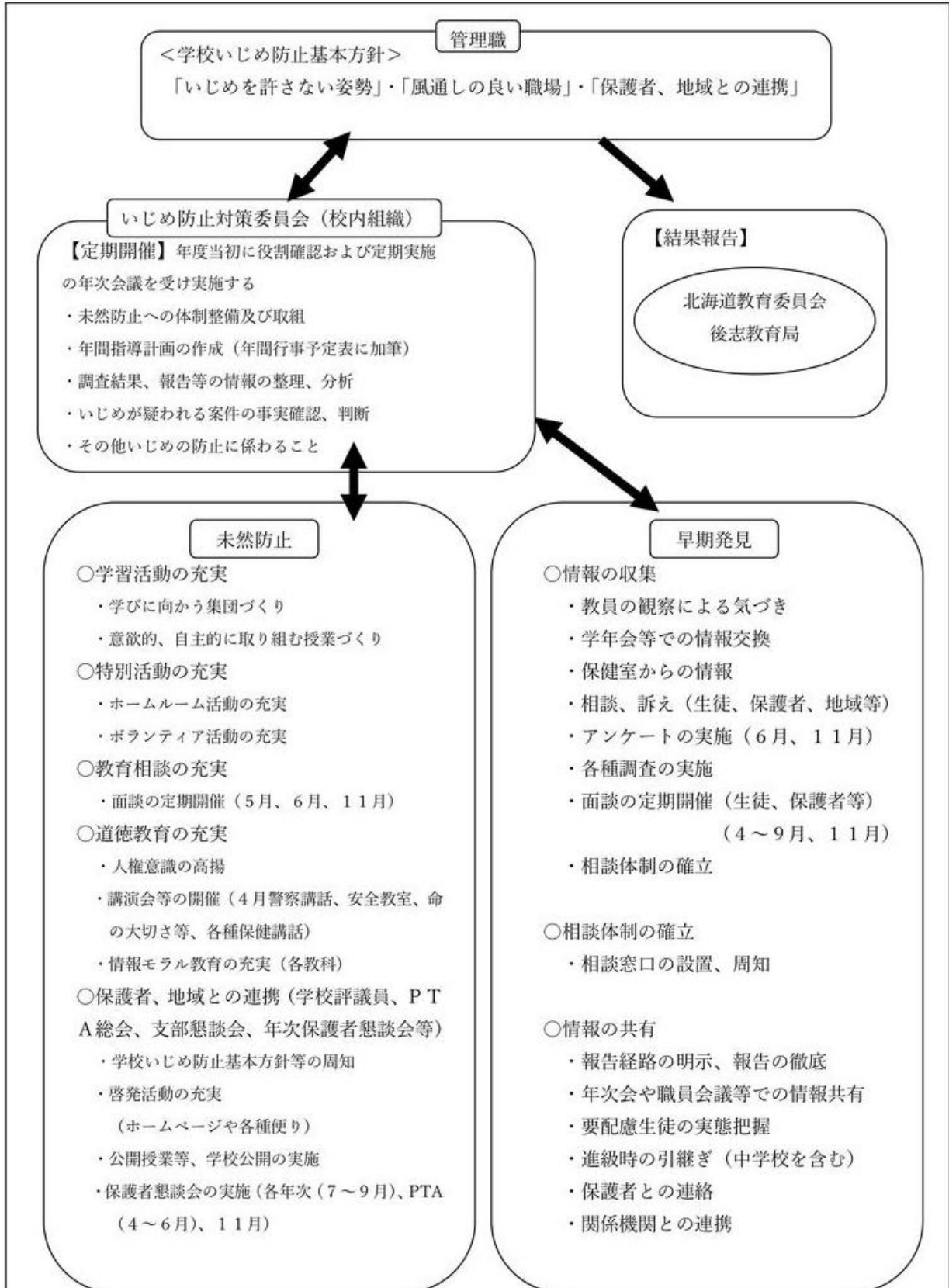
項目	生徒に直接かかわる取組	保護者等・地域との連携と教職員の取組
いじめの未然防止	<p>○いじめ防止のための啓発活動 （学校全体でいじめに向かわせないために未然防止の取り組みとして、生徒各々がいじめの問題について考え、傍観者とならず、担任や部活動顧問、いじめ防止対策委員会等への報告をはじめ、いじめを止めるための行動をとる重要性を理解するよう務めます。また、必要に応じていじめ基本方針の周知及びアンケートの実施等を行います。）</p> <p>○生徒間の信頼関係構築のための集団体験活動 （学校祭等の行事、HR 活動等。生徒の心の通じ合うコミュニケーション能力を育むとともに、生徒が規律正しい態度で主体的に参加・活躍できる授業づくりや、人格が尊重され安心して過ごせる集団づくりをすすめます。）</p> <p>○あらゆる場面での発達支持的生徒指導 （生命（いのち）の安全教育、自己肯定感を高める活動、情報リテラシーやマナーの指導、互いの違いを認め合い、支え合う活動等。生徒が学習やその他の活動において自己有用感や自己肯定感、自己信頼感を高める取り組みを推進します。）</p> <p>○インターンシップ・ボランティア活動の実施等 （生徒の発達の段階に応じて豊かな情操や社会性、規範意識を育むため、羊蹄山麓の地域が有する自然環境等の教育資源を生かした教育活動や体験活動を推進します。）</p> <p>○多様な背景を持つ生徒への適切な支援</p> <p>○総合的な探究の時間を通じた地域との交流 （家庭や地域と連携を図り、生徒の発達の段階に応じた道徳教育の充実を図ります。）</p> <p>○定期的な個人面談の実施 （年3回以上、随時）</p>	<p>○必要に応じて生徒理解に関する校内研修やPTA 研修の実施（いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるため、生徒への指導、保護者等への啓発、警察署などの外部専門機関を活用した講演会等を開催するなど、教職員の研修への参加等を積極的に行います。）</p> <p>○保護者等面談などにおける豊かな心を育む家庭教育のための協力と支援、助言</p> <p>○ホームページ等での取組の紹介と協力要請</p> <p>○多様な背景を持つ生徒について、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援の実施</p> <p>○生徒の人間関係やコミュニケーション能力、学校生活の適応感などを把握する調査ツールを活用した教員間の生徒理解の推進及び生徒の理解・支援を進めるための取組（配慮を必要とする生徒の交友関係等の情報を把握し、中・高等学校間の学校種間の円滑な接続をはかり、入学や進学時の学級編成や学校生活の節目の指導に適切に反映します。）</p>
いじめの早期発見	<p>○ICT 端末等を活用したいじめアンケートの実施 （年3回以上、随時）</p> <p>○アンケートや個人面談の結果を検証し、迅速に、組織的に対応する。</p> <p>○教育相談の実施 （生徒がいじめを訴えやすい環境を整え、いじめの実態把握に取り組みます。）</p> <p>○日常的な生徒の観察と情報共有</p>	<p>○家庭からの相談窓口設定と情報発信</p> <p>○必要に応じ電話等での教育懇談の実施</p> <p>○保護者等や地域の方からの情報収集</p>

いじめの早期対応	暴力を伴ういじめ	いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> ○迅速な初期対応と安全の確保 ○本人及び周囲からの聴き取りによる、身体的精神的な被害の把握 ○教員による巡回など、被害の拡大・継続を抑制する体制づくり ○いじめの原因や背景の調査による、肉体的、心的ストレス両面の緩和と根本的解決 	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒を守る強い姿勢を見せ、傾聴し、事実及び心情の把握を行う ○問題解決に向けた学校方針への参加、理解、協力 ○生徒に安心感を与える言葉かけ
		いじめた側	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ・暴力は許されないという毅然とした対応 ○本人からの聴き取りによる、事実把握及びその他の原因や背景(心理的ストレス、異質者への嫌悪感情、嫉妬感情、遊び感覚、ふざけ意識、金銭目的、被害者への回避感情)に関する状況把握 ○指導観点を明確にした特別な指導の実施 ○必要に応じ、関係機関(警察、児童相談所)との連携 ○継続的な観察と事後指導 ○加害の背景(心理的ストレス等)を探る取組 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめられた生徒を守る対応への理解 ○冷静な事実確認と生徒への教育的配慮 ○被害生徒・保護者等への対応(謝罪・相互理解)
	暴力を伴わないいじめ	いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> ○本人及び周囲からの聴き取りによる、精神的な被害の把握 ○困り感への共感といじめから守ることの約束 ○教員による巡回など、被害の拡大・継続を抑制する体制づくり ○いじめの原因や背景の調査による、心的ストレスの緩和と根本的解決 	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒を守る強い姿勢を見せ、傾聴し、事実及び心情の把握を行う ○問題解決に向けた学校方針への参加、理解、協力 ○生徒に安心感を与える言葉かけ
		いじめた側	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめは許されないという毅然とした対応 ○本人からの聴き取りによる、事実把握及びその他の原因や背景(心理的ストレス、嫌悪感情、嫉妬感情、遊び感覚、ふざけ意識、金銭目的、被害者への回避感情)に関する状況把握 ○他を思いやる正しい人間関係についての指導 ○必要に応じ関係機関(カウンセラー等)との連携 ○継続的な観察と事後指導 ○加害の背景(心的ストレス等)を探る取組 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめられた生徒を守る対応への理解 ○冷静な事実確認と生徒への教育的配慮 ○被害生徒・保護者等への対応(謝罪・相互理解)
	直接関係がない生徒	<ul style="list-style-type: none"> ○傍観はいじめに加担することと同じであること、いじめられた生徒の苦しみの理解 ○強い意志を持っていじめを見たら大人に通告することの大切さの指導 ○いじめられた生徒、いじめた生徒両者への理解と信頼関係修復への協力 ○いじめが発生しない仲間の在り方について考える 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめに気付いた場合、傍観者とならず学校や保護者等に通告できるように指導 ○いじめる側や傍観者にならない強い意志を育成 	
いじめの解消		<ul style="list-style-type: none"> ○いじめに係る行為が止んでいる子との確認(期間は少なくとも3ヶ月を目安) 	<ul style="list-style-type: none"> ○面談等を通じて、心身の苦痛を感じていないことの確認 	

	○面談等を通じて、心身の苦痛を感じていないことの確認 ○学校として、生徒に対して安全・安心を確保する	○生徒の気持ちを受け止め、心と体を守ることを第一と考え「絶対に守る」という気持ちを伝え安心させる
--	---	--

【図1】いじめの未然防止、早期発見・早期対応・解消等に関する取組
 (日常の指導体制(未然防止・早期発見))

日常の指導体制 (未然防止・早期発見)



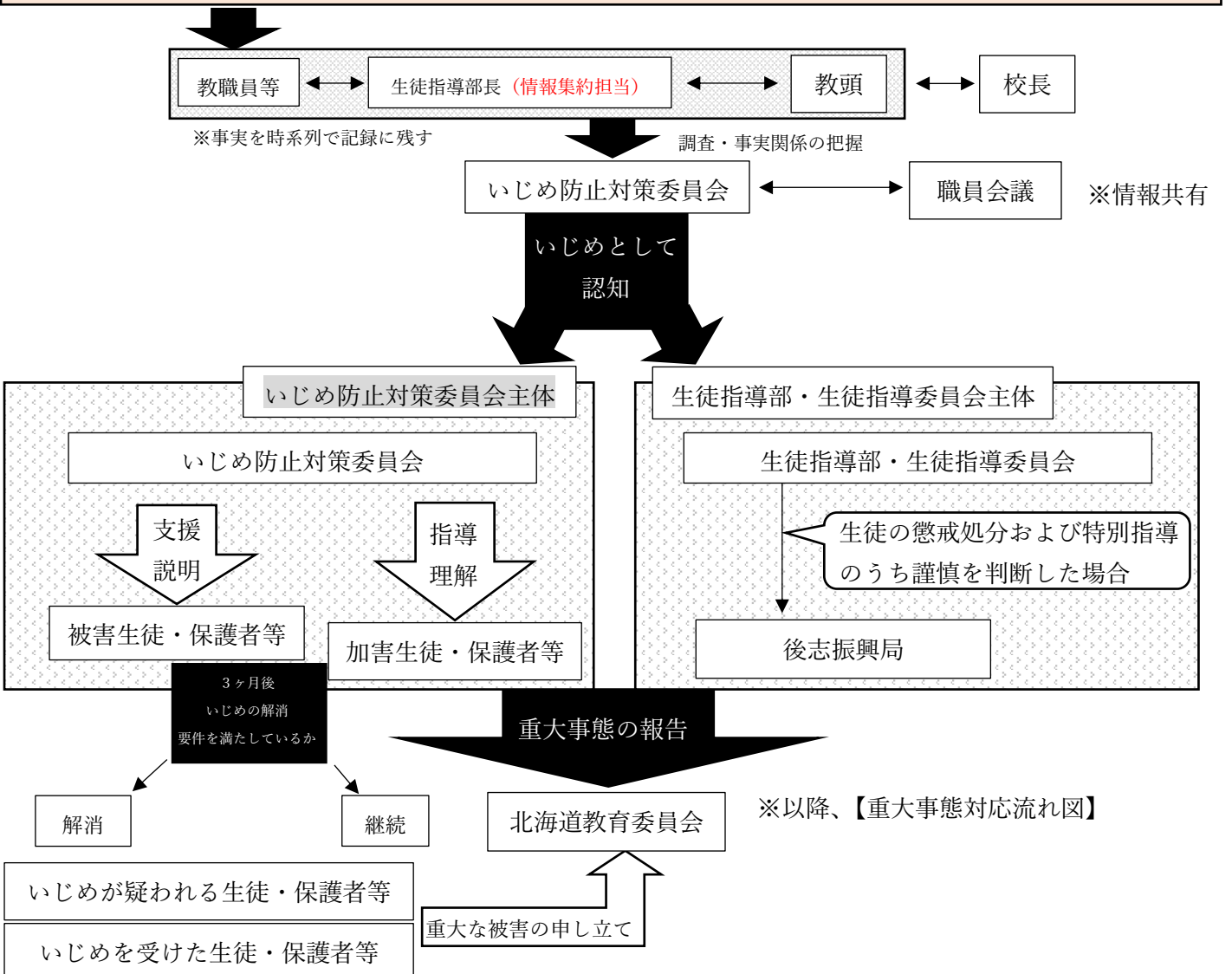
【いじめが疑われる事案発生時の対応フローチャート】

いじめが疑われる事案の発生

【発覚】当該生徒・保護者等からの訴え、学校の教職員等が発見、他生徒からの情報提供（アンケート、教育相談等）、他生徒の保護者等、地域の方、S.C.からの情報提供（懇談、電話連絡）

【主な態様】・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。

- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。等



※いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事案とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして対応する。

※重大事態

①生命、心身又は財産に重大な被害

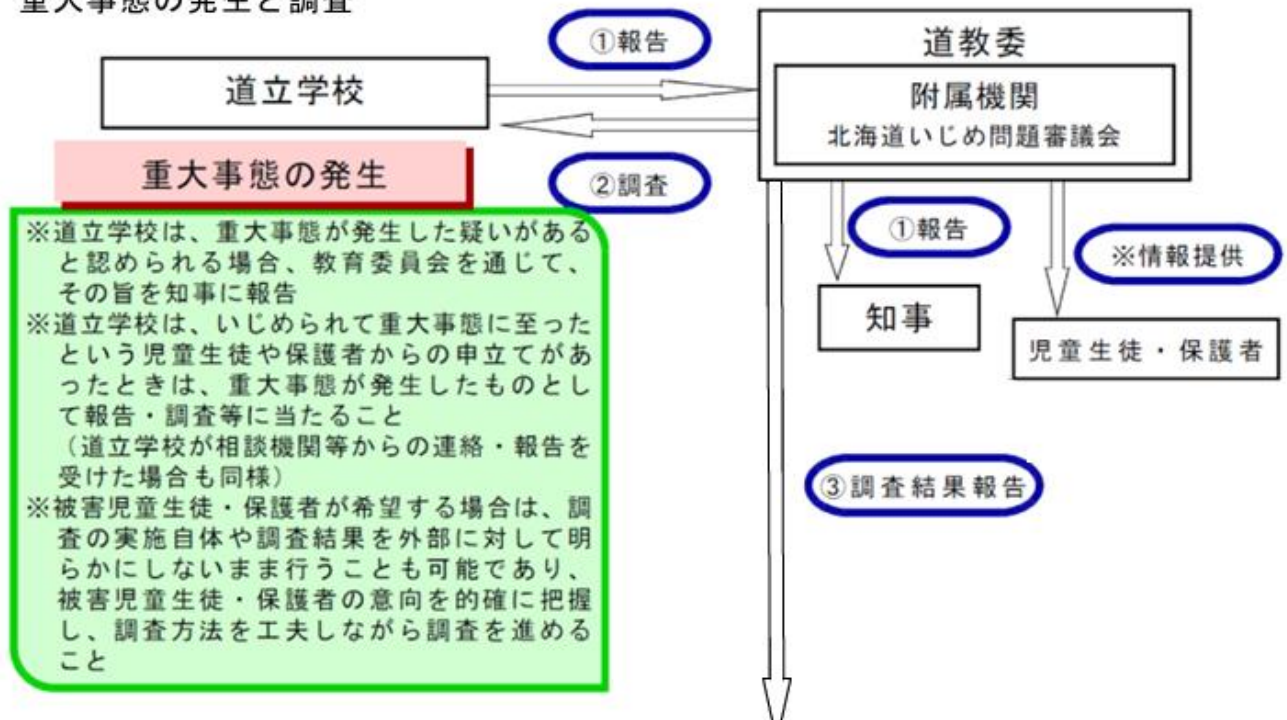
自殺を企図（自殺を図った、図ろうとした）、身体への重大な傷害、金品等への重大な被害、精神性の疾患発症

②相当の期間学校を欠席

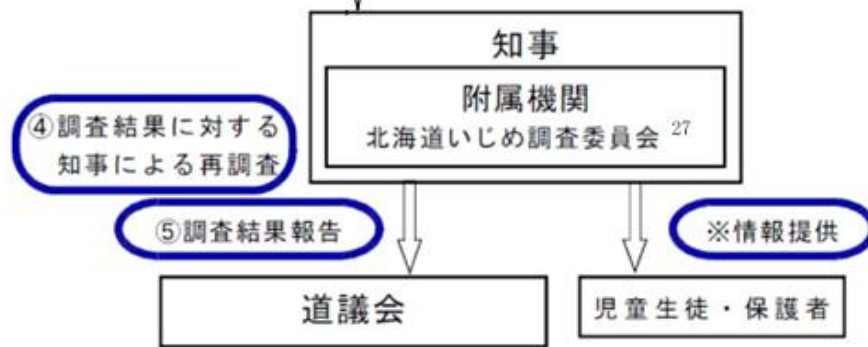
年間 30 日を目安 連続性がある場合はその限りにあらず

【重大事態対応流れ図】（北海道いじめ防止基本方針より）

○ 重大事態の発生と調査



○ 知事による再調査



○ 児童生徒やその保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして対応する。